

(別表) 苫小牧市水道事業指定給水装置工事事業者の違反行為に関する行政処分等の基準

違反項目	水道法根拠条文	関係条文		市規程根拠条文	違反内容	指導方法等	措置内容
		水道法	水道法施行規則				
指定要件違反	(指定の取消し) 第25条の11第1項第1号	(指定の基準) 第25条の3第1項第1号	(給水装置工事主任技術者の選任) 施行規則第21条		1. 事業所ごとに給水装置工事主任技術者が選任されていないと判明したとき。	・選任届を2週間以内に提出する若しくは休止届又は廃止届を30日以内に提出するよう文書警告を行う。 ・上記の警告に従わない場合は、指定を取消す。	指定の取消し
		第1項第2号	(厚生労働省令で定める機械器具) 施行規則第20条		2. 厚生労働省令で定める機械器具を有していないことが判明したとき。 一 金切りのこその他の管の切断用の機械器具 二 やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具 三 トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具 四 水圧テストポンプ	・欠けている機械器具を補充し30日以内に報告書を提出する若しくは休止届又は廃止届を30日以内に提出するよう文書警告を行う。 ・上記の警告に従わない場合は、指定を取消す。	指定の取消し
		第1項第3号イ	(厚生労働省令で定める者) 施行規則第20条の2		3. 精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者であることが判明したとき。	・廃止届を30日以内に提出するよう文書警告を行う。 ・上記の警告に従わない場合は、指定を取消す。	指定の取消し
		第1項第3号ロ			4. 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない破産者の宣告を受けたとき。	・廃止届を30日以内に提出するよう文書警告を行う。 ・上記の警告に従わない場合は、指定を取消す。	指定の取消し
		第1項第3号ハ			5. 水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であることが判明したとき。	・一律に指定を取消す。	指定の取消し
		第1項第3号ニ			6. 指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者であることが判明したとき。	・一律に指定を取消す。	指定の取消し
		第1項第3号ホ			7. 業務に関し不正又は不誠実な行為をしたとき。 ① 無断通水、メーターの不正使用等をしたとき。	・違反に至った経緯により様々なケースがあり得るが、文書注意や是正勧告を行い、再犯(期限無し)を繰り返す場合又は初犯でも悪質と判断できるときは、文書警告や是正指示を行う。 ・上記の文書警告や是正指示に従わない場合若しくは過料又は刑事告訴を行う場合は、指定を取消す。	指定の取消し
			(指定の停止) 第3条第1項		② 道路掘削許可、道路使用許可等を受けずに工事を施行したとき。	・文書注意や是正勧告により指導を行う。 ・再犯(期限無し)を繰り返す場合や他の処分を受けたときは、指定の効力を一定期間停止する。	指定の効力の停止6か月以下
					③ 施工上の安全管理を怠り、従業員を死傷させたとき。	・文書注意や是正勧告により指導を行う。 ・再発(2年以内)や他の処分を受けたときは、指定の効力を一定期間停止する。	指定の効力の停止3か月以下
					④ 施工上の安全管理を怠り、公衆に死傷者を出し、又は、被害を与えたとき。	・文書注意や是正勧告により指導を行う。 ・再発(2年以内)や他の処分を受けたときは、指定の効力を一定期間停止する。	指定の効力の停止6か月以下
		⑤ その他の違反行為(主として市長の承認を受けずに工事を施工したとき又は工事完成後、市長の検査を受けなかったとき。)	・文書注意や是正勧告により指導を行う。 ・再犯(期限無し)を繰り返す場合又は初犯でも悪質と判断できるとき若しくは過料又は他の処分を受けたときは、指定の効力を一定期間停止する。	指定の効力の停止6か月以下			
	第1項第3号ヘ		8. 法人であって、その役員の内上記3～5のいずれかに該当する者が判明したとき。	・欠格条件に該当する役員の変更届を30日以内に提出するよう文書警告を行う。 ・上記の警告に従わない場合は、指定を取消す。	指定の取消し		

給水装置工事主任技術者選任等義務違反	(指定の取消し) 第25条の11第1項第2号	(給水装置工事主任技術者) 第25条の4第1項	(給水装置工事主任技術者の選任) 施行規則第21条第3項	(指定の停止) 第3条第1項	1. 給水装置工事主任技術者が2以上の事業所に選任され、その職務に支障がある判明したとき。	・兼任を解くために解任届を速やかに提出するよう文書注意により指導する。 ・上記の指導に従わない場合は、指定の効力を一定期間停止する。	指定の効力の停止3か月以下	
		第25条の4第2項	施行規則第21条第1項、第2項		2. 給水装置工事主任技術者の選任又は解任の届出をしないとき。(選任は2週間以内)	・選任届、解任届を速やかに提出するよう文書警告を行う。 ・上記の警告に従わない場合は、指定を取消す。	指定の取消し	
届出義務違反	(指定の取消し) 第25条の11第1項第3号	(変更の届出等) 第25条の7	(変更の届出) 施行規則第34条		1. 次に掲げる事項の変更届を提出しないとき。 ① 事業所の名称及び所在地 ② 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ③ 法人にあっては、役員の氏名 ④ 給水装置工事主任技術者の氏名又は免状交付番号	・無届が判明したときは、速やかに変更届を提出するよう文書警告を行う。 ・上記の警告に従わない場合は、指定を取消す。	指定の取消し	
			(廃止等の届出) 施行規則第35条		2. 休止届(30日以内)、廃止届(30日以内)、再開届(10日以内)を届出しないとき。	・未提出が判明したときは、速やかに届出を提出するよう文書警告を行う。 ・上記の警告に従わない場合は、指定を取消す。	指定の取消し	
					3. 上記1,2について虚偽の届出をしたとき。	・一律に指定を取消す。	指定の取消し	
事業の運営基準違反	(指定の取消し) 第25条の11第1項第4号	(事業の基準) 第25条の8	(事業の運営の基準) 施行規則第36条第1号		1. 給水装置工事ごとに給水装置工事主任技術者を指名しなかったとき。	・承認申請書に主任技術者の氏名を記入するよう口頭で指導する。 ・上記の指導に従わない場合は、承認申請書の受取りを拒否する。 ・指導に従わず、工事を施行した場合や虚偽指名で施行したことが判明した場合は、指定を取消す。	指定の取消し	
			第2号		(指定の停止) 第3条第1項	2. 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有するものを従事させず、又はその者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させないとき。	・技能を有する者とは、公的な資格、民間の資格あるいはこれらに類するものであれば可能と判断するが、資格を有していない場合であっても、実際に技能を有しているか否かにより判断する。 ・有していないことが判明したときは、文書注意や正勧告を行う。 ・再犯(期限無し)を繰り返す場合や他の処分を受けたときは、指定の効力を一定期間停止する。	指定の効力の停止1か月以下
			第3号			3. 市長の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合しない工事を施行したとき。 主として ① 市長が定める給水装置工事設計施工指針等に適合しない工事をを行ったとき。 ② 検査時の改善指示に従わないとき。 ③ 市長に届けず断水工事を行ったとき。	・具体的に給水装置工事設計施工指針等に従わない場合が該当となる。 ・指針等に適合するよう口頭で指導を行う。 ・虚偽施行が後日判明した場合は、文書注意や正勧告を行う。 ・上記の指導に従わない場合は、指定の効力を一定期間停止する。 ・改善指示に従うよう、文書注意や正勧告を行う。 ・上記の指導に従わない場合は、指定の効力を一定期間停止する。 ・一律に指定の効力を一定期間停止する。	指定の効力の停止6か月以下
			第4号			4. 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保しなかったとき。	・研修の機会を確保しなかったことで、問題が発生した場合は、文書注意や正勧告を行う。 ・上記の指導に従わない場合は、指定の効力を一定期間停止する。	指定の効力の停止3か月以下
			第5号イ			5. 水道法施行令第6条に規定する基準に適合しない給水装置を設置したとき。 (給水装置の構造及び材質の基準) 第六条 法第十六条の規定による給水装置の構造及び材質は、次のとおりとする。 一 配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から三十センチメートル以上離れていること。 二 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。 三 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。	・基準等に適合させるよう口頭で指導を行う。 ・虚偽施行が後日判明した場合は、文書注意や正勧告を行う。 ・上記の指導に従わない場合は、指定の効力を一定期間停止する。 ・再犯(期限無し)を繰り返す場合や他の処分を受けたときは、指定の効力を一定期間停止する。	指定の効力の停止6か月以下

				<p>四 水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。</p> <p>五 凍結、破壊、侵食等を防止するための適当な措置が講ぜられていること。</p> <p>六 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。</p> <p>七 水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあつては、水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられていること。</p> <p>2 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令（給水装置の構造及び材質の基準に関する省令）で定める。</p>		
		第5号ロ		<p>6. 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用したとき。</p>	<p>・適正な機械器具を補充し速やかに報告書を提出する若しくは休止届又は廃止届を 30 日以内に提出するよう文書注意や是正勧告を行う。</p> <p>・上記の指導に従わない場合は、指定の効力を一定期間停止する。</p>	<p>指定の効力の停止 3 か月以下</p>
		第6号		<p>7. 指名した給水装置工事主任技術者に、施行した給水装置ごとに工事記録を作成させなかったとき又は当該記録をその作成の日から3年間保存しなかったとき。</p> <p>(事業の運営の基準)</p> <p>第三十六条 法第二十五条の八に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次に掲げるものとする。</p> <p>六 施行した給水装置工事(第十三条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。)ごとに、第一号の規定により指名した給水装置工事主任技術者に次の各号に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から三年間保存すること。</p> <p>イ 施主の氏名又は名称</p> <p>ロ 施行の場所</p> <p>ハ 施行完了年月日</p> <p>ニ 給水装置工事主任技術者の氏名</p> <p>ホ 竣工図</p> <p>ヘ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項</p> <p>ト 法第二十五条の四第三項第三号の確認の方法及びその結果</p> <p>(給水装置工事主任技術者)</p> <p>第二十五条の四 指定給水装置工事事業者は、事業所ごとに、第三項各号に掲げる職務をさせるため、厚生労働省令で定めるところにより、給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。</p> <p>3 給水装置工事主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。</p> <p>三 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質</p>	<p>・工事記録の未作成や未保存が判明したときは、指定の効力を一定期間停止する。</p>	<p>指定の効力の停止 3 か月以下</p>

					が第十六条の規定に基づく政令で定める基準（給水装置の構造及び材質の基準に関する省令）に適合していることの確認	
工事施行に関する義務違反	(指定の取消し) 第25条の11第1項第5号	(給水装置工事主任技術者の立会い)第25条の9		(指定の停止) 第3条第1項	給水装置の検査の際、市長の求めに対し、正当な理由なく給水装置工事主任技術者を検査に立ち合わせないとき。	・一律に指定の効力を一定期間停止する。  指定の効力の停止 3 か月以下
	(指定の取消し) 第25条の11第1項第6号	(報告又は資料の提出) 第25条の10		(指定の停止) 第3条第1項	給水装置工事に関する報告又は資料の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。	・一律に指定の効力を一定期間停止する。  指定の効力の停止 3 か月以下
	(指定の取消し) 第25条の11第1項第7号			(指定の停止) 第3条第1項	施行した給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれ大きいとき。	・一律に指定の効力を一定期間停止する。  指定の効力の停止 6 か月以下
不正申請	(指定の取消し) 第25条の11第1項第8号	(給水装置工事) 第16条の2第1項	(指定の申請) 施行規則第18条		不正な手段により指定給水装置工事事業者として指定を受けたとき。	・一律に指定を取消す。  指定の取消し

備考1 指定給水装置工事事業者が、この別表に掲げる違反行為を2以上行ったときは、違反の程度が重いと認められる行為をもって行政処分を行う。

2 措置内容は、各違反内容に対する最大の罰則を示している。

ただし、これにかかわらず、市長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、指定の取消しを行うことができる。

- (1) 処分要綱第3条第2項の規定による願末書の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。
- (2) 度重なる違反行為を行っているとき。
- (3) 違反行為が著しく悪質であると認められるとき。
- (4) 明らかに社会秩序違反となる行為により、業務の適正な履行が見込めないと判断したとき。